

## 春日井市水道事業及び公共下水道事業広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保及び歳出の削減を行うため、民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げる春日井市上下水道事業の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 春日井市上下水道事業が発行する印刷物
- (2) 春日井市上下水道事業のホームページ
- (3) 広告媒体として活用できる資産で水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が別に定めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの

- (12) 責任の所在が不明確なもの
  - (13) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
  - (14) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
  - (15) 美観風致を害するおそれのあるもの
  - (16) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - (17) 求人広告及びこれに類するもの
  - (18) 当該広告の内容について春日井市又は春日井市上下水道事業が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
  - (19) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 法令等に違反しているもの
  - (2) 春日井市から指名停止措置を受けているもの
  - (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
  - (4) 市税又は水道料金等を滞納している者  
(広告の販売等)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、物品の提供又は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告料金の設定により行うものとする。

- (1) 広告取扱業者へ売却する方法 入札により最高額で落札した価格（以下「落札価格」という。）又は市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）
- (2) 広告取扱業者を介して広告主に販売する方法 設定価格
- (3) 春日井市上下水道事業が直接広告主に販売する方法 落札価格又は設定価格

2 広告主及び広告取扱業者の募集及び決定方法、広告料金並びに広告掲載に必要な手続きは、市長が別に定める。  
(広告掲載の承諾等)

第5条 広告主（前条第1項第1号において広告取扱業者へ売却する方法による場合は広告取扱業者。以下同じ。）は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ市長の承諾等を受けなければならない。

2 市長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。  
(審査会)

第6条 掲載する広告の可否等を審査するため、春日井市上下水道事業広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、上下水道部長、上下水道経営課長、上下水道経営課主幹、上下水道業務課長、水道工務課長、下水建設課長、配水管理事務所長、浄化センター所長をもって組織する。
- 3 委員長は、上下水道部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 審査会の庶務は、上下水道経営課において処理する。

(会議)

第7条 審査会は、新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき、又は掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が召集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか広告媒体への広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。